

第1章

東京都地域福祉支援計画の策定の考え方

第1章 東京都地域福祉支援計画の策定の考え方

第1節 計画の位置付け

(1) 計画策定の趣旨

- 東京都（以下「都」という。）はこれまで、東京都高齢者保健福祉計画、東京都障害者・障害児施策推進計画、東京都子供・子育て支援総合計画等の各分野の法定計画に基づき、サービス基盤の整備や専門人材の確保・育成を進めるなど、福祉施策を推進してきました。
- 東京では、少子高齢化の急激な進行、高齢世帯や一人暮らし世帯の増加、住民同士のつながりの希薄化など、地域の状況が変化し続けており、住民が地域で生活していく中で抱える課題は複雑化・複合化しています。これに対応するために、各地域において、行政内部での連携はもとより、地域住民や福祉関係団体など多様な主体同士がそれぞれ、又は行政との連携を進め、分野や世代を超えたきめ細かな相談支援体制を構築することが求められています。
- こうしたことから都は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条第1項に規定する都道府県地域福祉支援計画として、東京都地域福祉支援計画（以下「この計画」という。）を平成30年3月に策定しました。
社会福祉法第108条第1項では、次の五つの事項を都道府県地域福祉支援計画に記載することとされています。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 区市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④ 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤ 区市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

(2) 関連する他の計画との関係

- 都は、明るい未来の東京を切り拓くための都政の新たな羅針盤として、令和3年3月に「未来の東京」戦略を策定しました。この中で、「誰もが集い、支え合う居場所・コミュニティが地域の至るところに存在する東京」を2040年代に

目指すビジョンの一つとして掲げ、様々な戦略実行を進めることにより、「人が輝く」東京の実現を目指しています。

- また、この計画は、東京都高齢者保健福祉計画、東京都障害者・障害児施策推進計画、東京都子供・子育て支援総合計画等、福祉分野の各計画及び関連する各種計画と整合性を図り、策定しています。

(3) 計画期間

- 関連する福祉分野の諸計画の期間との整合性を踏まえ、令和3年度から令和8年度までの6か年を計画期間とし、その間に地域福祉の推進に向けて取り組むべき施策の方向性を明らかにしています。
- 今回の中間見直しでは、コロナ禍による地域生活課題の変化（5類移行後）や複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備推進、多様な地域生活課題への対応など、計画策定（令和3年12月）以後の社会情勢の変化等を踏まえたものとします。

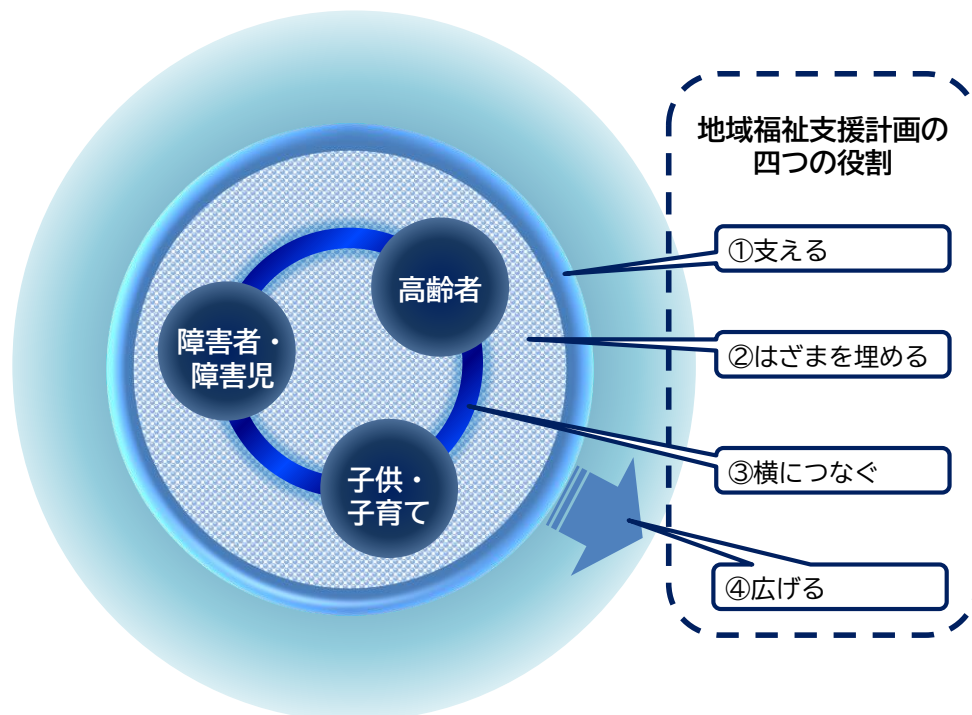
<各計画の策定・改定スケジュール>

名 称	根 拠 法	性 格	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8
東京都地域福祉支援計画	社会福祉法	福祉分野にまたがる共通事項等を定める計画	令和3年度～令和8年度					
			計画改定		中間見直			計画改定
東京都高齢者保健福祉計画	老人福祉法、介護保険法	高齢者の総合的・基本的計画	令和3年度～令和5年度			令和6年度～令和8年度		
					計画改定			計画改定
東京都障害者・障害児施策推進計画	障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法	障害者（児）施策に関する総合的・基本計画	令和3年度～令和5年度			令和6年度～令和8年度		
					計画改定			計画改定
東京都子供・子育て支援総合計画	子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法	子供・子育て支援の総合計画	令和2年度～平成6年度				令和7年度～	
				中間見直		計画改定		

- この計画は、福祉分野の各計画との関係において、次の四つの役割を果たすことで、都の総合的かつ計画的な福祉施策の推進を図ります。また、広域的な見地から区市町村の地域福祉を支援し、都内における分野横断的な福祉施策の展開を加速させることにより、地域共生社会の実現を目指します。

- ① 各福祉分野に共通する基本的な考え方を示し、都における福祉施策を「支える」。
- ② 都民の地域生活を支える様々な施策の方向性を示し、個別計画の「はざまを埋める」。
- ③ 各分野にまたがる共通事項について定め、各福祉分野を「横につなぐ」。
- ④ 福祉分野にとどまらず、関連する分野に「広げる」。

<地域福祉支援計画と福祉分野の各計画との関係のイメージ>



第2節 計画策定の背景

(1) 地域共生社会の実現に向けた国の検討と社会福祉法等の改正

- 国は、「地域共生社会」の実現に向けて、地域力強化検討会及び地域共生社会推進検討会を設置し検討を重ねるとともに、法整備等の改革を進めてきました。
- 平成28年10月に設置された地域力強化検討会の「中間とりまとめ」を基に、平成29年6月に社会福祉法等が改正され、平成30年4月から、区市町村による包括的な支援体制の整備の努力義務化、高齢者と障害児者が同一の事業所で支援を受けられる共生型サービスの創設、区市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定の努力義務化などが行われることとなりました。
- また、地域力強化検討会の「最終とりまとめ」の考え方を踏まえ、平成29年12月には、区市町村における包括的な支援体制の整備に係る指針と、地域福祉（支援）計画の策定ガイドラインを含んだ通知が発出されました。
- 平成29年の改正法の附則において、区市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討し、必要な措置を講ずる旨が規定され、令和元年5月に国は「地域共生社会推進検討会」を設置しました。
- 同年12月の地域共生社会推進検討会「最終とりまとめ」において、複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行い、適切に本人・世帯を支援していくため、区市町村による包括的な支援体制において、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行うことを、今後の方向性として示しました。
- 令和元年12月の地域共生社会推進検討会「最終取りまとめ」において示された方向性を基に、令和2年6月に社会福祉法等が改正され、区市町村による包括的な支援体制を整備するための施策を具体化する事業として、法第106条の4により「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月から施行されています。

(2) 地域生活課題の解決

- 社会福祉法第4条では、地域福祉を推進するに当たって目指すべき理念として、地域住民が互いを尊重し、個々の参加とともに生きることを基盤とした地域共生社会の実現が明記され、「地域住民等は、地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等により解決を図るよう留意する」としています。

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 （略）

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

- 社会福祉法第4条第2項では、地域住民等は、相互に協力して地域福祉の推進に努める主体として位置付けられています。この「地域住民等」には、地域住民だけでなく、社会福祉法人等の事業者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア等の地域で活動する主体が含まれます。あわせて、福祉サービスを必要とする地域住民がサービスの受け手となるだけでなく、社会活動等の様々な活動に参加することなどにより、誰もが地域で役割を持ち、支え合うことの重要性が示されています。
- 同条第3項では、地域住民が抱える課題の把握及び解決に向けて留意すべき事項について、大きく三つ示されています。

- 第一に、課題を全人的に捉えることの重要性です。法律等の制度に基づいた福祉サービスの発展は、様々な生活上のリスクを軽減し、課題への対応を容易にしてきました。しかし、私たちの日常生活は、育ってきた環境や現在の環境において、家庭の状況、経済状況、身体状況などの影響や制約を受けつつ、他の人々との関係性の中で、暮らし、働き、学び、何らかの役割を持ち、活動し、支え合いながら連続的に営まれるものであり、部分的に切り出すことはできません。このため、福祉だけでなく、保健医療、住まい、就労、教育など、暮らしのあらゆる面から課題を把握することが必要です。特に、住まいは地域で本人が希望する暮らしを続けるための前提条件として重要な要素です。
- 第二に、世帯単位で課題を捉えることの重要性です。介護を必要とする高齢者とひきこもりの子供が同居している 8050 問題の世帯や、認知症の親に加え医療的ケアが必要な子供とも同居するダブルケアの世帯など、個人個人の課題に着目すると既存のサービスで対応可能な課題と見える場合でも、世帯全体を見ると非常に困難な状況に陥っているケースがあります。このため、個人単位の課題の背景にある世帯全体の状況を把握して対応することが重要です。
- 第三に、関係者同士の連携の重要性です。全人的な課題や世帯全体の課題は、単独の制度に基づく支援だけで対応することは困難な場合が多くあります。このため、公的な制度に基づく各種のサービスや、ボランティアや住民同士の支え合いなどを組み合わせて解決に導いていくことが必要になります。従来の福祉サービスや地域活動の担い手にとどまらず、地域に関わる幅広い関係者が参画・連携し、それぞれがどのような役割を担うことができるか、活用できる資源やマンパワーが眠っていないか、地域の居場所や支え合いの仕組みを新たにすることはできるかなど、課題を話し合いながら地域の将来像を考えていくことが望まれます。
- そして、第6条第2項では、国及び地方公共団体は、地域住民等と連携して、地域生活課題の解決を促進する施策を展開していくべきことが規定されています。地域住民等による解決が困難な課題については、行政が課題を受け止め、専門的なノウハウを生かし、一緒に解決していく心構えが必要です。そのためには、縦割りを排し、複合的な課題やはざまの課題について包括的に相談できる窓口や体制を整備することや、福祉分野にとどまらない庁内の連携体制を構築して情報や課題を共有することが重要です。